

## 河内総合運動公園屋内プール等設備運転管理及び設備点検業務仕様書

## 1. 目的

本仕様書に基づき、河内総合運動公園屋内プール等の設備の運転管理を適切に行ない、設備機能を常に最良に保つことにより、施設の円滑な運営と安全を確保することを目的とする。

## 2. 業務対象範囲

河内総合運動公園敷地内全域を対象とする。

## 3. 業務担当者

設備運転管理に必要な知識と経験を有し、かつボイラー技師の資格を有する者とする。

## 4. 業務体制

| 期 間                      | 従事者数 | 勤 務 時 間     | 勤務・休憩時間数       |
|--------------------------|------|-------------|----------------|
| 4～6月、9～3月の平日             | 1人   | 8：15～12：45  | 4時間30分勤務       |
| 4～5月、10～3月の土曜日           | 1人   | 12：45～21：45 | 8時間勤務，休憩1時間    |
| 7～8月の平日・6～9月の土曜日・メンテナンス日 | 1人   | 8：15～17：15  | 8時間勤務，休憩1時間    |
|                          | 1人   | 12：45～21：45 | 8時間勤務，休憩1時間    |
| 4～5月、10～3月の日曜祝日          | 1人   | 8：15～18：45  | 9時間30分勤務 休憩1時間 |
| 6～9月の日曜日及び祝日             | 1人   | 8：15～16：15  | 7時間勤務 休憩1時間    |
|                          | 1人   | 10：45～18：45 | 7時間勤務 休憩1時間    |

※ 隔週月曜日（祝日のときは翌日とする）は、設備従事者1名が午前8時30分～12時30分まで、採暖プールの排水洗浄を実施しその後に完全かん水を行う。

ただし、これを実施した設備従事者は上記勤務体制表の2人勤務時間帯で勤務時間を調整する。

（1） 実際の勤務時間については、別紙「河内総合運動公園屋内プール等設備運転管理業務委託積算明細書」を参照のこと。

## 6. 業務の基本

- （1） 設備の操作の実施に当たっては、関係法令を遵守し常に施設的环境を良好な状態に維持する。
- （2） 設備運転中は、常時監視し各機器の負担が過大とならないよう配慮した上で、各機器の機能を十分発揮し得るように調整する。
- （3） 各設備の能率的な運用と電気、燃料等の節約に努める。
- （4） 安全には特に注意を払い、非常時・異常時には施設管理者に速やかに報告する。

## 7. 業務内容

### (1) 責任者、技術者

ア 責任者 1 名と技術者 2 名以上を配置する。

イ 責任者は、設備運転業務のほか以下の業務を行う。

#### ① 委託者との連絡・調整

- ・委託者と必要に応じて協議を行う。
- ・委託者の指示や、協議による決定事項を技術者に周知徹底させる。
- ・委託者の指示に基づく書類を作成・提出する。

#### ② 技術者の指揮監督

- ・技術者の配置及び業務分担及び服務規律の維持を図る。
- ・設備運転管理にあたり技術者を指揮、監督する。

### (2) 作成・提出書類

ア 契約期間前に提出する書類

受託者は、委託者の指示する様式に基づき、契約期間開始までに以下の書類を提出する。また、これらに変更があった場合も同様とする。

・従事者名簿

(住所、氏名、生年月日、連絡先、業務に必要な資格の有無を記入したもの)

・各従事者の、業務に必要な資格を有することを証明する書面の写し

イ 設備保守日報

受託者は、日常業務について 1 日の業務終了後に設備保守日報を作成し、翌日の正午までに委託者に提出しなければならない。設備保守日報には、以下の内容を盛り込むこと。

- ・当日の設備運転管理業務従事者氏名、勤務時間
- ・電気・水道使用量
- ・各プールの温度設定
- ・日常作業の確認チェック
- ・その他、灯油入荷、修繕の状況等報告すべき事項

### (3) 一般業務

- ・関係官公庁その他に対する諸手続及び事務
- ・設備保守日報の作成
- ・エネルギー管理データ集計（電力・水道・灯油の各量）
- ・施設内の軽微な補修
- ・緊急時の応急措置
- ・照明器具の不点灯調査及び管球類の交換（但し、管球類の費用は別途とする。）

- ・ 施設開館時、閉館時における機械室等関連各所の施開錠と各設備の運転停止の実施と確認による保全管理。

#### (4) 運転監視制御・日常巡視点検業務

##### ア 電気設備

- ・ 受変電設備の操作・監視及び巡視点検
- ・ 受変電盤の操作・記録・監視及び巡視点検
- ・ 発電設備の運転操作及び巡視点検

##### イ 空調設備

- ・ 中央監視盤操作・記録及び監視
- ・ 空調設備の運転操作・記録・監視及び巡視点検
- ・ 各室の温度監視及び巡視点検

##### ウ 給排水設備

- ・ 給排水設備の運転操作・監視及び巡視点検
- ・ 給湯設備の運転操作・監視及び巡視点検
- ・ 給水ポンプ・排水ポンプの作動、機能点検、調整

#### (5) プール機械設備運転管理業務

- ・ プールろ過機の運転操作・監視及び巡視点検
- ・ 各プールの水温、残留塩素濃度は、計測箇所を定めて直接計測する。また、オゾン発生量を必要に応じて計測する。各プールへの滅菌剤とオゾン発生量の調整は、入場者数の増減により行ない水質管理に万全を期す。
- ・ 強制シャワーの水温は、適温が確保されるよう万全を期す。
- ・ ろ過機の逆洗は、適宜行なう。
- ・ 別紙5-2「ウォータースライダー維持運行管理規程」に基づき、点検の実施・検査の実施・応急処理・施設の管理及び施設保全の報告を行う。

#### (6) 日常巡視点検以外の点検業務

設備及び機器類の機能を保全する上で必要な点検整備業務の内、特定の資格・技能・工具・測定器・時期・作業等を必要としないものにあつては、その必要に応じ適宜実施する。

### 8. その他の事項

本仕様書に記載のない事項であっても、受託業務に直接関連する場合は、双方協議のうえ処理する。